

国民年金にゆとりをプラス。自分で入る公的な個人年金。

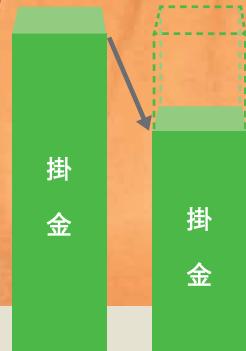
# 国民年金基金

## 人生100年時代の “プラス年金”

わたしも  
入っています。  
優香

今にプラス!

老後にプラス!



掛金は全額所得控除で  
税金がおトク。



基本は終身年金。  
だから一生涯お受け取り。



〈国民年金基金とは〉 自営業、フリーランスなどの方々のため、老齢基礎年金に上乗せして、  
より豊かな老後を保障する公的な年金制度です。国民年金基金制度には、税制上の優遇措置があります。

2020年4月時点

# 国民年金基金は、 自営業・フリーランスのみなさんの 老齢基礎年金に上乗せする、 公的な年金制度です。

国民年金基金に加入することによって、自営業などの第1号被保険者の方々の公的な年金も、会社員と同じ「2階建て」にすることができます。



- 国民年金基金は、自営業者やフリーランスなど国民年金の第1号被保険者の方々が安心して老後を過ごせるように、国民年金（老齢基礎年金）にゆとりをプラスする公的な年金制度です。60歳以上65歳未満の方や海外に居住されている方で国民年金に任意加入されている方も加入できます。  
※国民年金基金への加入は任意です。
- 国民年金基金は、国民年金の付加年金を代行しています。
- 国民年金基金は、国民年金法に基づき設立されており、設立の際などには厚生労働大臣の認可を受けています。

国民年金基金には「全国国民年金基金」と「職能型国民年金基金」があります。

- 全国国民年金基金は、住所地や職種問わず、全国単位で設立されています。
- 職能型国民年金基金は、同じ職種に従事する方々で組織する基金で、3つの職種について全国単位で設立されています。

## ☒ 3つのポイント

### 1. 加入できる方 ..... P 4

20歳以上60歳未満の  
国民年金の第1号被保険者の方

60歳以上65歳未満の方や  
海外居住されている方で  
国民年金に任意加入されている方

### 2. 年金の給付 ..... P 9

年金額の加入口数、年金受取期間は給付の型によって決まります。

### 3. 毎月の掛け金 ..... P 15

掛け金は加入時の年齢、性別、選択する給付の型と口数によって決まります。

## ☒ 5つのメリット

### 1. 終身年金が基本

- 65歳から生涯受け取る終身年金が  
基本ですので、長い老後の生活に備えることができます。



### 2. 年金額が確定、掛け金額も一定

- 掛け金の支払いにより、将来受け取る年金額が確定します。
- 加入時の掛け金額は払込期間終了まで変わりません。  
(途中で口数を変更しない場合)

### 3. 税制上の優遇

- 掛け金は全額社会保険料控除の対象となり、確定申告で税金が  
軽減されます。
- 受け取る年金は公的年金等控除の対象となります。
- 遺族一時金は全額非課税です。※2020年1月現在

### 4. 万が一のときは家族に一時金

- 万が一早期に亡くなったとき、家族に遺族一時金が支給され  
ますので、掛け捨てになりません。(B型を除く)

### 5. 自由なプラン設計

- ライフプランに合わせ、年金額や受取期間を設計できます。
- 加入後も年金・掛け金の額を口数単位で増減できます。
- 掛け金を年度分前納すると、割引があります。



# 加入資格と加入申込

## ☒ 国民年金基金に加入できる方

20歳以上60歳未満の自営業者やフリーランスなど、国民年金の第1号被保険者および60歳以上65歳未満の方や海外に居住されている方で国民年金に任意加入されている方です。

※したがって、次のような方は加入できません。

- ①厚生年金保険に加入している方(国民年金の第2号被保険者)
- ②厚生年金保険に加入している方の被扶養配偶者(国民年金の第3号被保険者)
- ③65歳以上の方で国民年金に任意加入している方
- ④日本国内に居住される60歳未満の方で国民年金に任意加入している方

※ただし、国民年金の第1号被保険者であっても、次の方は加入できません。

- ①国民年金の保険料を免除されている方(一部免除・学生納付特例・納付猶予を含みます)  
※法定免除の方(障害基礎年金を受給されている方等)が「国民年金保険料免除期間納付申出書」を年金事務所に提出した場合、国民年金保険料の納付申出をした期間は加入することができます。  
※産前産後期間の免除をされている方も加入することができます。
- ②農業者年金の被保険者の方

## ☒ 「全国国民年金基金」「職能型国民年金基金」と加入申込

- 全国国民年金基金または職能型国民年金基金に加入申込を行うことによって、加入員となることができます。また、基金から委託を受けている生命保険会社、銀行等の金融機関を通じて申し込むこともできます。
- 全国国民年金基金に加入する場合は、住所地や職種問わず、どなたでも加入いただけます。
- 職能型国民年金基金に加入する場合は、その職種に従事していることが必要です。
- 海外に居住されている場合、全国国民年金基金または加入していた職能型国民年金基金にて加入申込みを行います。



国民年金基金へのご加入は任意ですが、**いったん加入されると、ご自分の都合で任意に脱退または中途解約することはできません**のでご注意ください。

なお、加入資格を喪失した場合(→5ページ「加入資格の喪失」参照)は、その時点まで納めた掛金を将来、年金としてお支払いします。途中で返戻金などでお返しすることはできません。



## ☒ 加入資格の喪失

国民年金基金の加入員は、次のいずれかに該当したとき加入資格を喪失します。  
(これ以外の理由で加入員の資格を失うことはありません)

### ① 60歳になったとき

※海外に居住し国民年金に任意加入される場合を除く

### ② 65歳になったとき(60歳以上で加入した場合)

### ③ 国民年金の第1号被保険者で

なくなったとき(海外に転居したときを含みます)

### ④ 国民年金の任意加入被保険者で

なくなったとき(国民年金に任意加入している場合)

### ⑤ 該当する事業または業務に従事

しなくなったとき(職能型国民年金基金の場合)

### ⑥ 国民年金の保険料を免除されたとき

(一部免除・学生納付特例・納付猶予を含みます)

※法定免除に該当(障害基礎年金を受給等)された際、年金事務所に申し出で、引き続き国民年金保険料を納付する場合は加入員資格の喪失にはなりません。

※産前産後期間の免除をされた場合は加入資格の喪失にはなりません。

### ⑦ 農業者年金の被保険者になったとき

### ⑧ 加入員本人が死亡したとき

※上記⑤の理由で加入資格を失い、引き続き新しい国民年金基金に加入する場合は、特例として、それまでと同額の掛金で加入できます(3か月以内に手続きをする必要があります)。

※加入資格を失った場合、すでに支払った掛金は中途で引き出すことはできませんが、将来、年金として給付されます。

※海外に転居されたときは加入資格を喪失しますが、引き続き国民年金の任意加入の手続きを行い3か月以内に基金に加入すれば従前と同条件で加入することができます。

## ☒ 国民年金と国民年金基金との関係

○国民年金の保険料が未納のまま2年経過すると、その期間に国民年金基金の掛金を納めていても、将来、基金の年金額に反映されません。(基金の掛金は、2年経過した時点で還付されます)

○国民年金基金に加入した方は、国民年金の付加保険料「月額400円」を納める必要がなくなります。これは、国民年金基金が国民年金の付加年金を代行しているためです。

○国民年金の老齢基礎年金を65歳前に繰上げ受給する方は、繰上げ受給期間中は基金から、国民年金の付加年金に相当する部分だけを受け取ることになります。

※基金に対し年金請求の手続きが必要です。(→計算例は [23ページのQ&A 15 参照](#))

## ☒ 加入資格を喪失した方の年金は、国民年金基金連合会から給付します。

○国民年金基金の加入期間が15年未満で加入資格を喪失した場合は、**国民年金基金連合会**に年金原資を移し、将来、連合会から年金あるいは遺族一時金を受け取ることになります。

※ただし加入期間が15年未満でも、60歳になるまで加入員であった方については、加入していた基金が年金給付を行います。また、60歳以上や海外居住中に加入した場合も加入していた基金が年金給付を行います。

# 加入イメージ

## 青果店経営のA男さんのケース

40歳男性が、誕生月に計4口（1口目：A型、2口目以降：A型3口）に加入した場合\*

### [掛金と年金額]

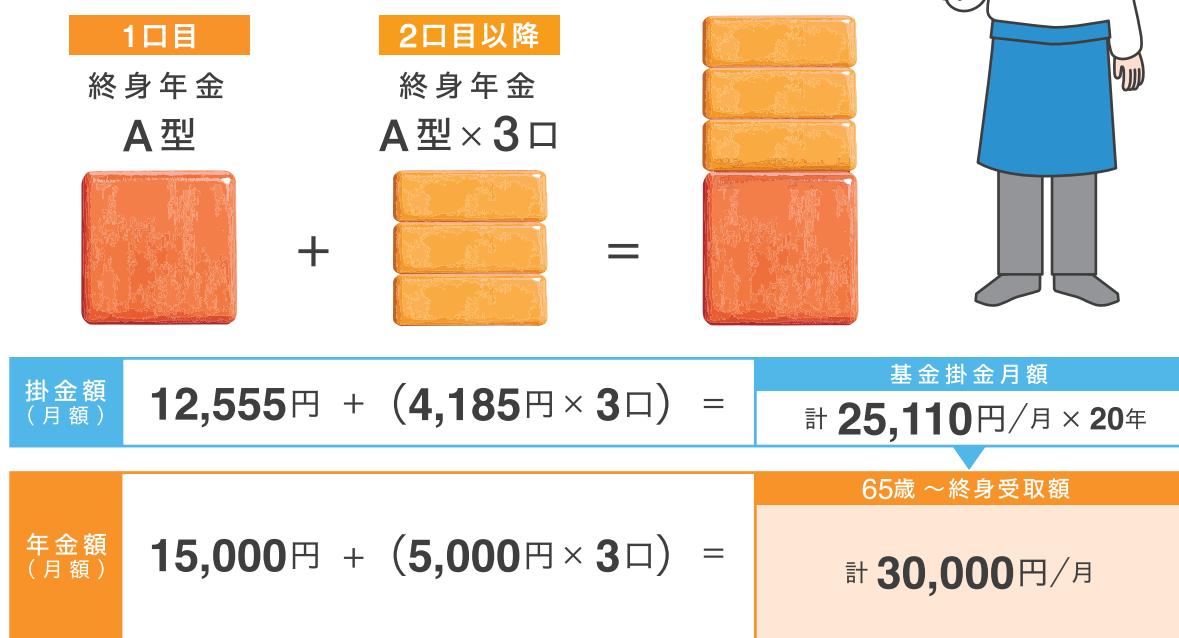
毎月25,110円の掛金を60歳までの20年間

お支払いいただいた場合、

65歳から毎月30,000円を受け取ることができます。

※状況に応じて、2口目以降は増口・減口することができます。

（→国民年金基金のタイプや選び方、掛金、年金額などの詳細は [9ページ以降 参照](#)）



### [税負担の軽減]

課税所得金額400万円のA男さんが上記プランに加入すると所得税と住民税の合計で年間 **91,661円（概算）** 軽減されます。



（→軽減額の算出については [8ページ 参照](#)） ※2012年1月以降に締結した個人年金の場合。

## ❖ 生花店経営のB子さんのケース

33歳女性が、誕生月に計3口（1口目:A型、2口目以降:I型2口）に加入した場合\*

### [掛金と年金額]

毎月21,910円の掛金を60歳までの27年間

お支払いいただいた場合、65歳～80歳まで毎月40,000円、

80歳以降は毎月20,000円を受け取ることができます。

※状況に応じて、2口目以降は増口・減口することができます。

（→国民年金基金のタイプや選び方、掛金、年金額などの詳細は 9ページ以降 参照）



掛金額 (月額)	<b>13,640円 + (4,135円 × 2口) =</b>	基金掛金月額 計 21,910円／月 × 27年
年金額 (月額)	<b>20,000円 + (10,000円 × 2口) =</b>	65～80歳受取額 計 40,000円／月 80歳～終身受取額 計 20,000円／月

### [税負担の軽減]

課税所得金額300万円のB子さんが上記プランに加入すると所得税と住民税の合計で年間**53,136円**（概算）軽減されます。

国民年金基金 (全額所得控除)	掛金 262,920円	実質掛金負担額 <b>209,784円</b>	軽減額（概算） <b>53,136円</b>
一般の個人年金	保険料 262,920円（仮定）	実質保険料負担額 <b>256,036円</b>	軽減額（概算） <b>6,884円*</b>

（→軽減額の算出については 8ページ 参照） ※2012年1月以降に締結した個人年金の場合。

# 税制上の優遇措置

(2020年1月現在)

- 支払った掛金は全額、社会保険料控除の対象となり、所得税や住民税が軽減されます。

軽減額速算表

基金掛金月額○○円 × 12か月 × あなたの税率○○% = 軽減額(概算)○○円  
(1円未満切捨て)

課税所得金額	所得税および復興特別所得税の合計税率	住民税		合計負担率
		都道府県	市区町村	
195万円以下	5.105%			15.105%
330万円以下	10.21%			20.21%
695万円以下	20.42%			30.42%
900万円以下	23.483%	4%	6%	33.483%
1,800万円以下	33.693%			43.693%
4,000万円以下	40.84%			50.84%
4,000万円超	45.945%			55.945%

※この速算表の「所得税および復興特別所得税の合計税率」は、2013年1月1日から25年間、復興特別所得税として所得税額に2.1%を乗じた金額が課税されることから、所得税率×102.1%として計算したものです。また、軽減額は概算です。

※課税所得とは、所得から各種所得控除を差し引いた額です。

※海外に居住されていた期間に支払われた掛金は対象外です。

計算例



30歳1月の男性 課税所得金額500万円

1口目A型10,740円+2口目以降A型3口 16,110円に加入されている場合

基金掛金月額

**26,850円 × 12か月 × 30.42% = 98,013円**

税率

軽減額(概算)

- 受け取る年金には、公的年金等控除が適用されます。

- 遺族の方が受け取る一時金は非課税です。

(→ 遺族一時金については 11ページ 参照)

# 給付(年金)のタイプと選び方

- ❖ 給付のタイプは、終身年金2種類と確定年金5種類の計7種類です。
- 生涯にわたり年金を受け取れる「終身年金」にはA型とB型があり、受取期間が決まっている「確定年金」にはⅠ型・Ⅱ型・Ⅲ型・Ⅳ型・Ⅴ型があります。
- 確定年金には支給開始年齢が60歳のもの(Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ型)と65歳のもの(Ⅰ・Ⅱ型)があります。
- また終身年金のB型以外には、加入員が万一の場合に遺族に一時金が支給される「保証期間」がついています。



7つのタイプから組み合わせて選べます。

## 終身年金

A型 65歳支給開始(15年間保証付)

B型 65歳支給開始(保証期間なし)

## 確定年金

I型 65～80歳支給(15年間保証付)

II型 65～75歳支給(10年間保証付)

III型 60～75歳支給(15年間保証付)

IV型 60～70歳支給(10年間保証付)

V型 60～65歳支給( 5年間保証付)

終身年金 A型・B型のどちらかを選べます。

## 終身年金

A型 65歳支給開始(15年間保証付)

B型 65歳支給開始(保証期間なし)

# 給付(年金)のタイプと選び方

## ▣ 納入のタイプや加入口数(年金額)は自由に選べます。

○1口目は終身年金A型・B型のどちらかを選び、2口目以降は全7種類の中から、自分のニーズに合わせて自由に選べます。

※1口目はA型からB型、B型からA型への途中変更はできません。

○受け取る年金額は、何口加入するか(加入口数)によって決まります。

※ただし確定年金の年金額は、終身年金の年金額(1口目を含めた額)を超えることはできません。



## ▣ 状況の変化に応じ、口数の増減が可能です。

○ライフスタイルや環境の変化に応じて、加入口数を増やしたり減らしたりすることができます。

※掛金を前納している場合は、前納した各月分については減口できません。

## ▣ 加入時の年齢によって、受け取る年金の額は異なります。

○1口目は35歳、45歳、50歳、60歳を境に、2口目以降は35歳、50歳、60歳を境に、加入時の年齢によって年金額が変わります。

(→加入年齢ごとの年金額については12~13ページ参照)

○加入された月が誕生月以外の場合、ご加入の月に応じて加算額(加入月加算)が支払われます。

(→14ページ「加算額の計算表」参照)

※誕生日の属する月が誕生月になりますが、1日生まれの方は、前月が誕生月になります。

## ▣ 国民年金基金の給付には、老齢年金と遺族一時金があります。

- 老齢年金は、受給開始年齢(A型・B型とI型・II型は65歳、III型・IV型・V型は60歳)に達すると、年金の給付が始まります。
- 年金額が12万円以上のときは年6回(偶数月に前月および前々月分として)支払われ、年金額が12万円未満のときは年1回(毎年、決まった月に過去1年分として)の支払いになります。  
※中途で加入資格を喪失した場合は、解約返戻金等は給付されず、将来、掛金を納めた期間に応じた年金が、給付されます。

## ▣ 加入員に万一のことがあれば、遺族一時金が支給されます。

- 遺族一時金は、以下のような場合に給付されます。また遺族一時金については、終身年金A型と確定年金I・II・III・IV・V型に保証期間があります。

### ①年金受給前に死亡された場合

加入時年齢、死亡時年齢および死亡時までの掛金納付期間に応じた  
遺族一時金が支給されます。

### ②保証期間中に死亡された場合

残りの保証期間の年金を支給するための資産(年金原資)相当額が、  
遺族一時金として支給されます。

※遺族一時金の額は、払い込み掛金額を下回ることがあります。

※保証期間のないB型のみに加入し、年金受給前に死亡された場合、1万円の遺族一時金が支給されます。

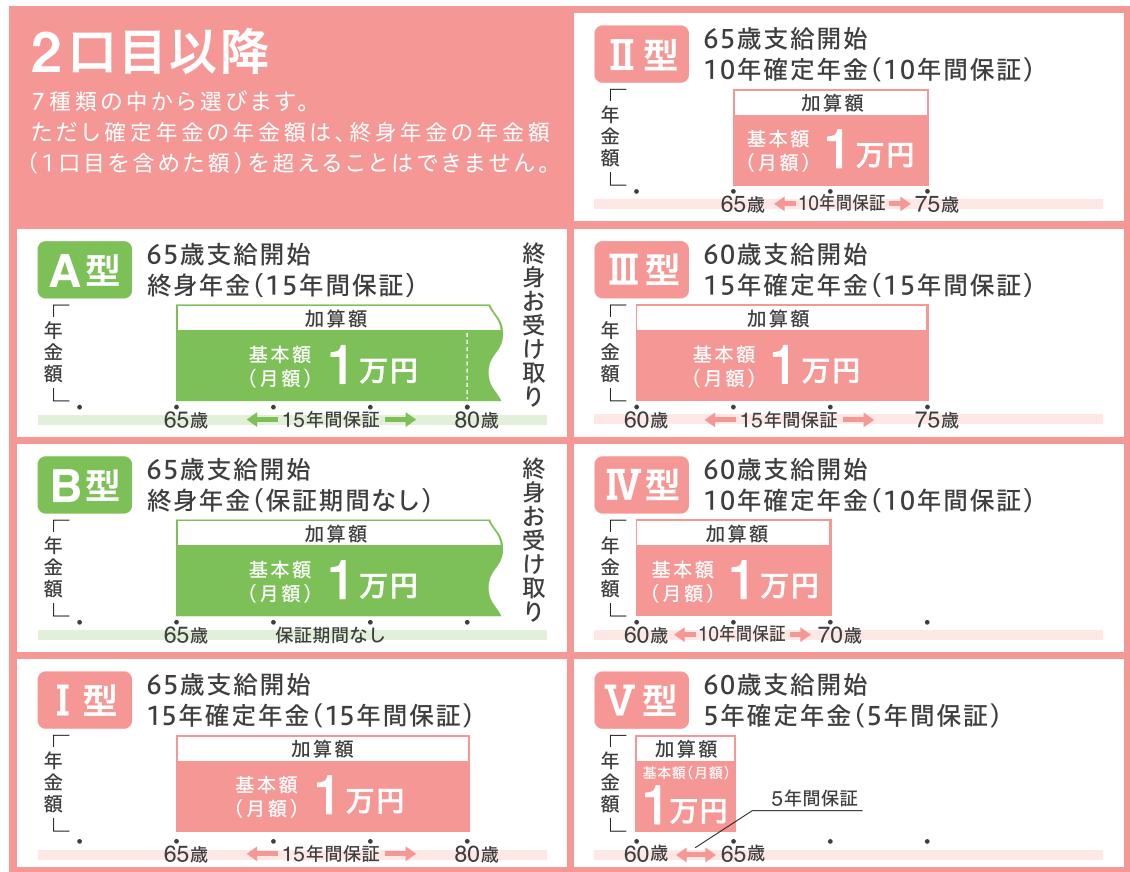
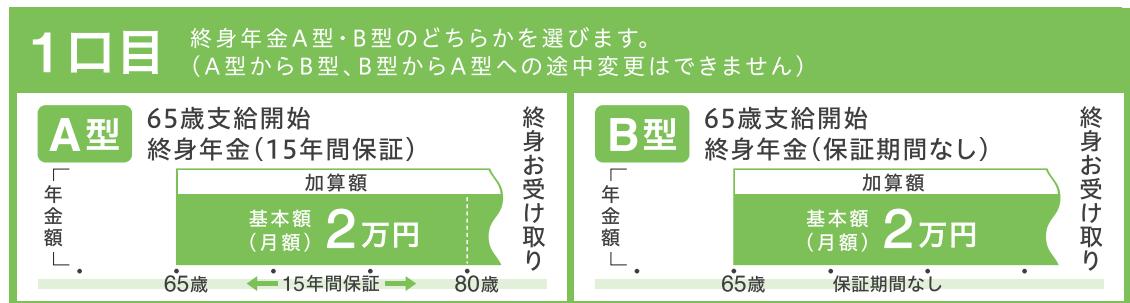
※遺族一時金が支払われるのは、死亡時に生計を同じくしていた次の1~6の順位のご遺族お1人となります。

### 1.配偶者 2.子 3.父母 4.孫 5.祖父母 6.兄弟姉妹

(→ 遺族一時金の計算例は 22ページのQ&A 12 参照)

# 給付(年金)のタイプと選び方

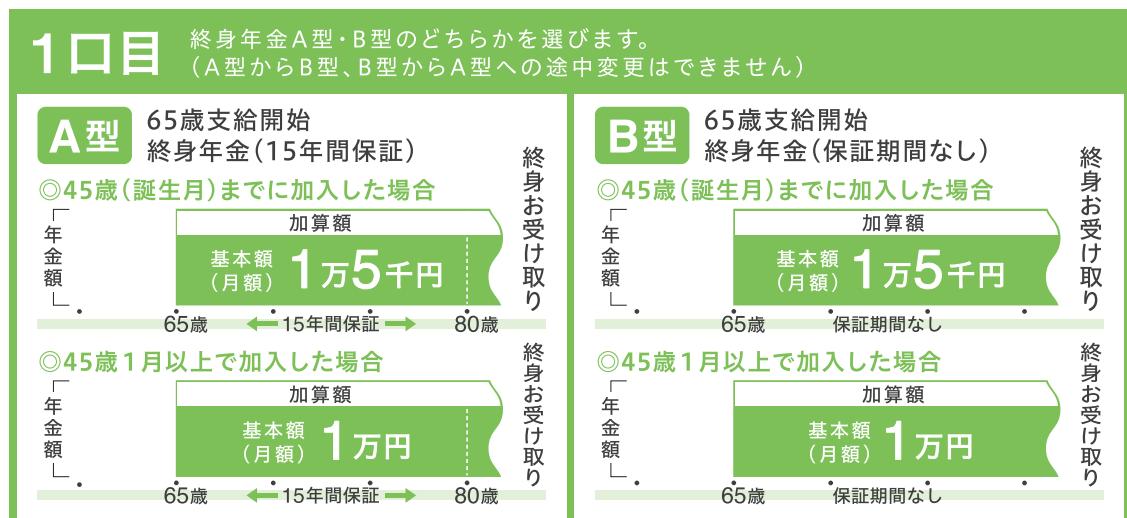
## ■ 35歳(誕生日)までに加入する場合の年金額



## ■ 50歳1月以上で加入する場合の年金額

○50歳1月以上で加入する場合の年金額は、加入時年齢(月単位)ごとに設定されています。  
(→18~19ページの図表 参照)

## ■ 35歳1月以上50歳0月以下で加入する場合の年金額



## 2口目以降

7種類の中から選びます。  
ただし確定年金の年金額は、終身年金の年金額(1口目を含めた額)を超えることはできません。



※(○年間保証)とあるタイプは、年金受給開始年齢前または保証期間中に亡くなられた場合に、ご遺族に遺族一時金が支給されます(→11ページ 参照)。

# 給付(年金)のタイプと選び方

## ■ 加算額の計算表(男女共通)

①誕生月以外の月に加入された場合、次の表の単位加算額に「加算月数」を乗じた額の加算額が支払われます。

(誕生月にご加入の場合は加算はありません)

②加算月数は、ご加入の翌月から次年齢に到達するまでの月数で表します。

(例：30歳2月で加入された方は、12月－2月＝「10月」が加算月数となります)

加算額の計算表

(単位:円)

加入時年齢	単位加算額		加入時年齢	単位加算額		加入時年齢	単位加算額	
	1口目	2口目以降		1口目	2口目以降		1口目	2口目以降
	A型・B型	I型・II型・III型 IV型・V型		A型・B型	I型・II型・III型 IV型・V型		A型・B型	I型・II型・III型 IV型・V型
20歳	676	338	30歳	848	424	40歳	906	302
21歳	688	344	31歳	872	436	41歳	951	317
22歳	704	352	32歳	900	450	42歳	999	333
23歳	720	360	33歳	928	464	43歳	1,056	352
24歳	736	368	34歳	960	480	44歳	1,116	372
25歳	752	376	35歳	744	248	45歳	792	396
26歳	768	384	36歳	771	257	46歳	848	424
27歳	788	394	37歳	801	267	47歳	910	455
28歳	808	404	38歳	834	278	48歳	986	493
29歳	828	414	39歳	867	289	49歳	1,076	538

※加入時年齢が50歳以上の方は、加算額はありません。

### 計算例



32歳2月に、計3口(1口目:A型、2口目以降:I型2口)に加入した場合

1口目 はA型を選択 年金額は①240,000円+②9,000円=249,000円

①基本年金額は、20,000円×12月=240,000円

②加算額は、加算月数10月(12月－2月)×900円=9,000円

2口目 以降 はI型を2口選択 年金額は①240,000円+②9,000円=249,000円

①基本年金額は、10,000円×2口×12月=240,000円

②加算額は、加算月数10月(12月－2月)×450円×2口=9,000円

合計年金額は 249,000円 + 249,000円 = 498,000円(月額41,500円)

# 掛金

## ▣ 掛金の額は、選択した給付の型、加入口数、加入時の年齢、性別によって決まります。

○掛金の払込期間は、60歳未満でご加入の場合は、ご加入時から60歳到達前月までです。60歳以上でご加入の場合は、ご加入時から65歳到達前月または国民年金の任意加入被保険者資格の喪失予定年月の前月までです。掛金額は、減口・増口または資格喪失した場合を除き、払込期間終了まで変わりません。

※60歳未満で加入した方が60歳以降も加入する場合、改めて加入の手続きが必要です。  
この場合、掛金額は従前のものとは異なります。(→22ページのQ&A 11 参照)

○掛金月額は、16~17ページの表をご参考ください。

○海外に居住されてご加入の場合は、ご加入時から65歳到達前月または、国民年金の任意加入被保険者の喪失予定年月の前月までです。(60歳未満で加入した方が60歳以降も引き続き加入する場合、給付の型を再度選択する必要があります。)

## ▣ 掛金の上限は、月額6万8,000円です。

○給付の型および加入口数は、掛金月額6万8,000円以内で選択できます。ただし、個人型確定拠出年金(iDeCo)にも加入している場合は、その掛金と合わせて月額6万8,000円が上限となります。  
※掛金月額が6万8,000円以内でも、確定年金の年金額は終身年金の年金額(1口目を含めた額)を超えることはできません。

※国民年金の保険料を免除(一部免除・学生納付特例・納付猶予を含みます)されていた人が免除期間分の保険料をすべて追納した場合、追納した期間のうち最高5年間、掛金の上限が月額10万2,000円になる特例があります。(この特例の詳細等については、国民年金基金にお問い合わせください。)

## ▣ 掛金の納付は、口座振替により行われます。

○掛金は、加入員が指定した金融機関から口座振替によって納付していただきます。なお、国民年金本体の保険料も合わせて口座振替にされる場合は、国民年金基金にお申し出ください。

※ネット銀行、外資系銀行等の一部には、振替口座に指定できない金融機関があります。

※クレジットカードによる引き落としは取り扱っておりません。

※海外に居住されている方は、国内に開設している預貯金口座を指定してください。

また、国民年金本体の保険料と合わせての口座振替はできません。

## ▣ 掛金を前納すると、掛金額が割引されます。

○4月から翌年3月までの1年分の掛金を前納すると、掛金額が割引されます。また掛金の割引はありませんが、同一年度内の複数月の掛金を一括して納付することができます。

# 掛金

- 1口目は終身年金A型・B型のどちらかを選び、2口目以降は全7種類の中から、自分のニーズに合わせて自由に選べます。※1口目はA型からB型、B型からA型への途中変更はできません。
- 受け取る年金額は、何口加入するか(加入口数)によって決まります。※確定年金の年金額は、終身年金の年金額(1口目を含めた額)を超えることはできません。

## 掛金月額表(男性)

(単位:円)

給付の型 加入時年齢	1口目		2口目以降						
	終身年金		終身年金		確定年金				
	A型	B型	A型	B型	I型	II型	III型	IV型	V型
20歳0月	7,110	6,370	3,555	3,185	2,515	1,735	2,705	1,870	970
20歳1月～21歳0月	7,350	6,590	3,675	3,295	2,600	1,795	2,800	1,935	1,005
21歳1月～22歳0月	7,610	6,820	3,805	3,410	2,690	1,860	2,900	2,005	1,040
22歳1月～23歳0月	7,880	7,060	3,940	3,530	2,785	1,925	3,000	2,075	1,075
23歳1月～24歳0月	8,170	7,320	4,085	3,660	2,885	1,995	3,110	2,150	1,115
24歳1月～25歳0月	8,470	7,600	4,235	3,800	2,990	2,070	3,225	2,230	1,155
25歳1月～26歳0月	8,790	7,890	4,395	3,945	3,105	2,145	3,345	2,310	1,200
26歳1月～27歳0月	9,130	8,200	4,565	4,100	3,225	2,230	3,475	2,400	1,245
27歳1月～28歳0月	9,500	8,520	4,750	4,260	3,355	2,315	3,610	2,495	1,295
28歳1月～29歳0月	9,880	8,880	4,940	4,440	3,490	2,410	3,755	2,600	1,345
29歳1月～30歳0月	10,300	9,250	5,150	4,625	3,635	2,510	3,915	2,705	1,405
30歳1月～31歳0月	10,740	9,650	5,370	4,825	3,790	2,620	4,085	2,820	1,465
31歳1月～32歳0月	11,210	10,080	5,605	5,040	3,955	2,735	4,265	2,945	1,530
32歳1月～33歳0月	11,720	10,540	5,860	5,270	4,135	2,860	4,455	3,080	1,595
33歳1月～34歳0月	12,270	11,040	6,135	5,520	4,330	2,990	4,660	3,225	1,670
34歳1月～35歳0月	12,870	11,580	6,435	5,790	4,540	3,135	4,885	3,380	1,750
35歳1月～36歳0月	10,140	9,135	3,380	3,045	2,380	1,645	2,565	1,775	920
36歳1月～37歳0月	10,665	9,615	3,555	3,205	2,505	1,730	2,695	1,865	965
37歳1月～38歳0月	11,235	10,125	3,745	3,375	2,640	1,825	2,845	1,965	1,020
38歳1月～39歳0月	11,865	10,710	3,955	3,570	2,785	1,925	3,000	2,075	1,075
39歳1月～40歳0月	12,555	11,340	4,185	3,780	2,950	2,040	3,180	2,195	1,140
40歳1月～41歳0月	13,335	12,045	4,445	4,015	3,130	2,165	3,375	2,330	1,210
41歳1月～42歳0月	14,175	12,825	4,725	4,275	3,330	2,300	3,585	2,480	1,285
42歳1月～43歳0月	15,135	13,695	5,045	4,565	3,550	2,455	3,825	2,645	1,370
43歳1月～44歳0月	16,215	14,670	5,405	4,890	3,805	2,630	4,100	2,830	1,470
44歳1月～45歳0月	17,430	15,795	5,810	5,265	4,090	2,825	4,405	3,045	1,580
45歳1月～46歳0月	12,550	11,380	6,275	5,690	4,415	3,050	4,755	3,285	1,705
46歳1月～47歳0月	13,630	12,360	6,815	6,180	4,790	3,310	5,160	3,565	1,850
47歳1月～48歳0月	14,880	13,510	7,440	6,755	5,230	3,615	5,635	3,895	2,020
48歳1月～49歳0月	16,370	14,870	8,185	7,435	5,750	3,975	6,195	4,280	2,220
49歳1月～50歳0月	18,150	16,510	9,075	8,255	6,375	4,405	6,865	4,745	2,460
50歳1月～59歳11月	※年金額は加入時年齢(月単位)により異なります。(→18ページ参照)								
	18,150	16,510	9,075	8,255	6,375	4,405	6,865		

※加入(増口)時年齢が50歳1月以上の方は、IV型・V型への新規加入および増口はできません。

60歳0月～64歳11月	※年金額は加入時年齢(月単位)により異なります。(→19ページ参照)								
	20,500	19,070	10,250	9,535	7,130				

※60歳以上の加入については、60歳以上65歳未満で国民年金に任意加入している方が対象となります。

※加入(増口)時年齢が60歳0月以上の方は、II型・III型・IV型・V型への新規加入および増口はできません。

### 表の見方 (男女共通)

- ①表の加入時年齢とは、加入した日の属する月の末日における年齢のことです。  
 ②誕生日の属する月(誕生月)にご加入した方は、△歳0月と表示しています。  
 ③誕生月の翌月にご加入の方は△歳1月、誕生月の翌々月にご加入の方は△歳2月、…となります。  
 ④ただし「1日」生まれの方は、誕生日の属する月の前月が誕生月になります。  
 (例:「4月1日」が誕生日の方は「3月」が誕生月)

## 掛金月額表(女性)

(単位:円)

給付の型 加入時年齢	1口目		2口目以降						
	終身年金		終身年金		確定年金				
	A型	B型	A型	B型	I型	II型	III型	IV型	V型
20歳0月	8,280	7,940	4,140	3,970	2,515	1,735	2,705	1,870	970
20歳1月～21歳0月	8,570	8,210	4,285	4,105	2,600	1,795	2,800	1,935	1,005
21歳1月～22歳0月	8,860	8,500	4,430	4,250	2,690	1,860	2,900	2,005	1,040
22歳1月～23歳0月	9,180	8,810	4,590	4,405	2,785	1,925	3,000	2,075	1,075
23歳1月～24歳0月	9,510	9,130	4,755	4,565	2,885	1,995	3,110	2,150	1,115
24歳1月～25歳0月	9,860	9,470	4,930	4,735	2,990	2,070	3,225	2,230	1,155
25歳1月～26歳0月	10,240	9,830	5,120	4,915	3,105	2,145	3,345	2,310	1,200
26歳1月～27歳0月	10,630	10,210	5,315	5,105	3,225	2,230	3,475	2,400	1,245
27歳1月～28歳0月	11,060	10,610	5,530	5,305	3,355	2,315	3,610	2,495	1,295
28歳1月～29歳0月	11,510	11,050	5,755	5,525	3,490	2,410	3,755	2,600	1,345
29歳1月～30歳0月	11,990	11,510	5,995	5,755	3,635	2,510	3,915	2,705	1,405
30歳1月～31歳0月	12,500	12,010	6,250	6,005	3,790	2,620	4,085	2,820	1,465
31歳1月～32歳0月	13,050	12,540	6,525	6,270	3,955	2,735	4,265	2,945	1,530
32歳1月～33歳0月	13,640	13,110	6,820	6,555	4,135	2,860	4,455	3,080	1,595
33歳1月～34歳0月	14,280	13,730	7,140	6,865	4,330	2,990	4,660	3,225	1,670
34歳1月～35歳0月	14,980	14,400	7,490	7,200	4,540	3,135	4,885	3,380	1,750
35歳1月～36歳0月	11,790	11,340	3,930	3,780	2,380	1,645	2,565	1,775	920
36歳1月～37歳0月	12,405	11,940	4,135	3,980	2,505	1,730	2,695	1,865	965
37歳1月～38歳0月	13,080	12,585	4,360	4,195	2,640	1,825	2,845	1,965	1,020
38歳1月～39歳0月	13,815	13,290	4,605	4,430	2,785	1,925	3,000	2,075	1,075
39歳1月～40歳0月	14,610	14,070	4,870	4,690	2,950	2,040	3,180	2,195	1,140
40歳1月～41歳0月	15,510	14,925	5,170	4,975	3,130	2,165	3,375	2,330	1,210
41歳1月～42歳0月	16,500	15,885	5,500	5,295	3,330	2,300	3,585	2,480	1,285
42歳1月～43歳0月	17,610	16,965	5,870	5,655	3,550	2,455	3,825	2,645	1,370
43歳1月～44歳0月	18,855	18,180	6,285	6,060	3,805	2,630	4,100	2,830	1,470
44歳1月～45歳0月	20,280	19,545	6,760	6,515	4,090	2,825	4,405	3,045	1,580
45歳1月～46歳0月	14,600	14,080	7,300	7,040	4,415	3,050	4,755	3,285	1,705
46歳1月～47歳0月	15,850	15,290	7,925	7,645	4,790	3,310	5,160	3,565	1,850
47歳1月～48歳0月	17,310	16,700	8,655	8,350	5,230	3,615	5,635	3,895	2,020
48歳1月～49歳0月	19,030	18,370	9,515	9,185	5,750	3,975	6,195	4,280	2,220
49歳1月～50歳0月	21,100	20,380	10,550	10,190	6,375	4,405	6,865	4,745	2,460
50歳1月～59歳11月	※年金額は加入時年齢(月単位)により異なります。(→18ページ参照)								
	21,100	20,380	10,550	10,190	6,375	4,405	6,865		

※加入(増口)時年齢が50歳1月以上の方は、IV型・V型への新規加入および増口はできません。

60歳0月～64歳11月	※年金額は加入時年齢(月単位)により異なります。(→19ページ参照)								
	23,750	23,150	11,875	11,575	7,130				

※60歳以上の加入については、60歳以上65歳未満で国民年金に任意加入している方が対象となります。

※加入(増口)時年齢が60歳0月以上の方は、II型・III型・IV型・V型への新規加入および増口はできません。

# 掛金

## 50歳1月以上で加入した場合の1口当たり掛金および年金額

(単位:円)

掛金月額	1口目		2口目以降				
	終身年金		終身年金		確定年金		
	A型	B型	A型	B型	I型	II型	III型
男性	18,150	16,510	9,075	8,255	6,375	4,405	6,865
女性	21,100	20,380	10,550	10,190			

(単位:円)

加入時年齢	加入期間	年金額(年額)男女共通		年金額(年額)男女共通	
		1口目		2口目以降	
		A型・B型	A型・B型・I型・II型・III型	A型・B型	A型・B型・I型・II型・III型
50歳 1月	119月	118,940	59,470	55歳 0月	57,760
	2月	117,860	58,930		56,780
	3月	116,800	58,400		55,780
	4月	115,720	57,860		54,800
	5月	114,660	57,330		53,800
	6月	113,600	56,800		52,800
	7月	112,520	56,260		51,820
	8月	111,460	55,730		50,820
	9月	110,380	55,190		49,840
	10月	109,320	54,660		48,840
	11月	108,240	54,120		47,860
	51歳 0月	108	53,590		46,860
51歳 1月	107	106,120	53,060		45,860
	2月	106	105,080		44,900
	3月	105	104,020		43,920
	4月	104	102,980		42,940
	5月	103	101,920		41,960
	6月	102	100,860		40,980
	7月	101	99,820		40,000
	8月	100	98,760		39,020
	9月	99	97,700		38,060
	10月	98	96,660		37,080
	11月	97	95,600		36,100
	52歳 0月	96	94,540		35,120
52歳 1月	95	93,520	46,760	57歳 0月	34,140
	2月	94	92,480		33,180
	3月	93	91,440		32,220
	4月	92	90,400		31,260
	5月	91	89,360		30,300
	6月	90	88,320		29,340
	7月	89	87,300		28,360
	8月	88	86,260		27,400
	9月	87	85,220		26,440
	10月	86	84,180		25,480
	11月	85	83,140		24,520
	53歳 0月	84	82,100		23,560
53歳 1月	83	81,080	41,050	58歳 0月	22,600
	2月	82	80,060		21,640
	3月	81	79,040		20,700
	4月	80	78,020		19,740
	5月	79	77,000		18,800
	6月	78	75,980		17,860
	7月	77	74,960		16,900
	8月	76	73,940		15,960
	9月	75	72,920		15,000
	10月	74	71,880		14,060
	11月	73	70,860		13,100
	54歳 0月	72	69,840		12,160
54歳 1月	71	68,840	34,420	59歳 0月	11,220
	2月	70	67,840		10,280
	3月	69	66,820		9,340
	4月	68	65,820		8,400
	5月	67	64,820		7,480
	6月	66	63,800		6,540
	7月	65	62,800		5,600
	8月	64	61,800		4,680
	9月	63	60,780		3,740
	10月	62	59,780		2,800
	11月	61	58,780		1,860
	55歳 0月	60	58,780		940

※表の加入時年齢とは、加入した日の属する月の末日における年齢のことです。年金額表は、年金額を計算する際の基礎となるもので、実際の年金額は100円単位(加入しているすべての年金額を合計し、50円未満は切り捨て、50円以上は切り上げ)になります。

## 60歳以上で加入した場合の1口当たり掛金および年金額

(単位：円)

掛金月額	1口目		2口目以降		
	終身年金		終身年金		確定年金
	A型	B型	A型	B型	I型
男性	20,500	19,070	10,250	9,535	
女性	23,750	23,150	11,875	11,575	7,130

(単位：円)

加入時年齢	加入期間	年金額(年額)男女共通		
		1口目		2口目以降
		A型・B型	A型・B型・I型	
60歳 0月	60月	60,000		30,000
1月	59	58,970		29,485
2月	58	57,940		28,970
3月	57	56,910		28,455
4月	56	55,880		27,940
5月	55	54,850		27,425
6月	54	53,820		26,910
7月	53	52,790		26,395
8月	52	51,760		25,880
9月	51	50,730		25,365
10月	50	49,700		24,850
11月	49	48,670		24,335
61歳 0月	48	47,640		23,820
1月	47	46,630		23,315
2月	46	45,610		22,805
3月	45	44,600		22,300
4月	44	43,580		21,790
5月	43	42,570		21,285
6月	42	41,550		20,775
7月	41	40,540		20,270
8月	40	39,520		19,760
9月	39	38,510		19,255
10月	38	37,490		18,745
11月	37	36,480		18,240
62歳 0月	36	35,460		17,730
1月	35	34,460		17,230
2月	34	33,460		16,730
3月	33	32,460		16,230
4月	32	31,460		15,730
5月	31	30,460		15,230
6月	30	29,460		14,730
7月	29	28,460		14,230
8月	28	27,460		13,730
9月	27	26,460		13,230
10月	26	25,460		12,730
11月	25	24,470		12,235
63歳 0月	24	23,470		11,735
1月	23	22,480		11,240
2月	22	21,500		10,750
3月	21	20,510		10,255
4月	20	19,530		9,765
5月	19	18,540		9,270
6月	18	17,560		8,780
7月	17	16,570		8,285
8月	16	15,590		7,795
9月	15	14,600		7,300
10月	14	13,620		6,810
11月	13	12,630		6,315
64歳 0月	12	11,650		5,825
1月	11	10,670		5,335
2月	10	9,700		4,850
3月	9	8,730		4,365
4月	8	7,760		3,880
5月	7	6,790		3,395
6月	6	5,820		2,910
7月	5	4,850		2,425
8月	4	3,880		1,940
9月	3	2,910		1,455
10月	2	1,940		970
11月	1	970		485

※表の加入時年齢とは、加入した日の属する月の末日における年齢のことです。年金額表は、年金額を計算する際の基礎となるもので、実際の年金額は100円単位（加入しているすべての年金額を合計し、50円未満は切り捨て、50円以上は切り上げ）になります。上記年金額は、65歳まで加入した場合のものとなります。

# Q & A

---

---

## Q1 国民年金基金はどのような人が加入できますか？

- 自営業者やフリーランスなど、国民年金の第1号被保険者および60歳以上65歳未満の方や海外に居住されている方で国民年金に任意加入されている方が加入できます。（→ [4ページ](#) 参照）

## Q2 国民年金の保険料を納めていなくても、加入できますか？

- 国民年金基金は国民年金（老齢基礎年金）に上乗せする年金制度であり、国民年金の保険料を納めていない人や、保険料を免除（一部免除・学生納付特例・納付猶予を含みます）されている人は加入できません。（→ [4ページ](#) 参照）  
※法定免除の方（障害基礎年金を受給している方等）で「国民年金保険料免除期間納付申出書」を年金事務所に提出した場合、納付申出をした期間は加入することができます。  
※産前産後期間の免除をされている方も加入することができます。
- 加入した後も、国民年金の保険料を納めないと、その期間は国民年金基金の掛金を納めても、基金からは将来の年金は支給されません。（→ [5ページ](#) 参照）

## Q3 全国国民年金基金と職能型国民年金基金の両方に加入できますか？

- いずれか1つの基金にしか加入できません。また、職能型国民年金基金は職種単位で全国に1つ設立されるものですので、職能型国民年金基金が設立されていない職種の方は全国国民年金基金に加入することになります。（→ [4ページ](#) 参照）

## Q4 自由に脱退したり、基金を移動したりできますか？

- 国民年金基金への加入は任意ですが、いったん加入されると自己都合で任意に脱退することも、他の国民年金基金に移ることもできません。（→ [4ページ](#) 参照）
- ただし、国民年金の第1号被保険者でなくなった場合、職能型国民年金基金に加入している人が別の職種に変わった場合などには加入資格を失うため、脱退することになります。（→ [5ページ](#) 参照）

## Q5 中途で加入資格を失って脱退すると、給付はどうなりますか？

- どんなに加入期間が短くても、納めた掛金については、将来、年金として給付されます。したがって、一般の個人年金のような脱退時の解約返戻金などはありません。なお、60歳以上で加入した場合や海外に居住されていた期間に加入した場合を除き、加入期間が15年未満で加入資格を喪失した場合には、加入していた基金に代わって国民年金基金連合会が給付を行います。（→ [5ページ](#) 参照）

## Q6 国民年金基金と国民年金基金連合会はどのように違うのですか？

- 国民年金法に基づき、厚生労働大臣の認可を受けて設立された別個の団体です。国民年金基金は、加入員の老齢に関して必要な給付を行うため、国民年金基金連合会は中途脱退者への年金給付を行うために設立されました。（→ [5ページ 参照](#)）
- 国民年金基金連合会は、国民年金基金の委託により、一部分の事務処理や掛金による資産運用なども行っています。

## Q7 掛金は、どのような方法で納めるのですか？

- 加入した方が指定した金融機関から、口座振替によって納めていただきます。なお、国民年金本体の保険料も合わせて口座振替にされますと便利ですので、ご希望の際は国民年金基金へお申し出ください。（→ [15ページ 参照](#)）

## Q8 途中で掛金が払えなくなった場合、どうなりますか？

- 何らかの事情で掛金が払えなくなった場合には、事前に申し出て加入口数を減らすこと（減口）ができます。なお1口目は加入の基本となるものであり、これを減口することはできません。また掛金を前納している場合は、前納した各月分については減口することができません。（→ [10ページ 参照](#)）
- 口数を減らしてもなお掛金が支払えない場合には、掛金の払い込みを一時中断することができます。その場合は、掛金の未納期間に応じて年金が減額されることになります。
- 基金は国民年金の付加年金を代行していますので、基金の掛金の払い込みを中断している期間に、付加年金のみ納付することはできません。

## Q9 途中で掛金を増やすことはできますか？

- 事前に申し出ることにより、2口目以降の加入口数を増やすこと（増口）ができます。（→ [10ページ 参照](#)）



# Q & A

---

---

## Q10 途中で減口をした場合の給付はどうなりますか？

- 減口した場合には、減口した口数分の年金（それまでに払い込んだ原資に応じた額の年金）と減口後引き続き加入している口数分の年金が、将来支給されます。

## Q11 現在50歳です。これから65歳まで加入することはできますか？

- 国民年金基金は、60歳になると加入資格を喪失します。（→ [5ページ](#) 参照）  
○ 60歳以降に国民年金基金に加入できるのは、60歳以上65歳未満の国民年金に任意加入している方に限ります。60歳以降に国民年金に任意加入し、国民年金基金にも加入を希望される場合は、改めて加入の手続きが必要です。この場合、掛金額は従前のものとは異なり、新たな掛金額となります。

※海外に居住され加入する場合は65歳または国民年金の任意加入被保険者の喪失予定年月まで加入できます。



## Q12 死亡した場合に支給される一時金は、どれくらいの額になるのですか？

- 保証期間付の終身年金A型や確定年金Ⅰ型・Ⅱ型・Ⅲ型・Ⅳ型・Ⅴ型に加入している方が、年金を受け取る前または保証期間満了前に死亡された場合には、加入時年齢と死亡時年齢および死亡時までの掛金納付期間に応じた額の一時金が遺族に支払われます。また、終身年金B型のみに加入している方が年金を受給する前に死亡されたときには、1万円の一時金が遺族に支払われます。（→ [11ページ](#) 参照）  
○ 35歳で終身年金A型に1口加入した場合を例にとると、次表のような額になります。なお、遺族一時金の額は払込掛金額を下回ることがあります。

遺族一時金の額（終身年金A型・1口・35歳加入）

死亡時年齢	掛金納付期間	死亡の場合の 遺族一時金額
40歳	5年	約52万円
45歳	10年	約107万円
50歳	15年	約167万円
55歳	20年	約232万円
60歳	25年	約301万円
65歳	25年	約322万円

※死亡の場合の一時金額は男女共通です。

## Q13 年金を受け取るときの手続きは、どうすればいいですか？

- 受給開始年齢の65歳(Ⅲ型・Ⅳ型・Ⅴ型は60歳)に到達すると、国民年金基金からご登録の住所あてに年金請求書をお送りしますので、必要事項を記入の上、お忘れなくご提出ください。
- 住所や氏名を変更された場合、基金にお届けがないと年金請求書や定期的なお知らせをお送りできないことがあります。住所等の変更の際は、お忘れなくご連絡いただきますようお願いいたします。

## Q14 年金は年に何回、給付されますか？

- 年金額が12万円以上のときは年6回(偶数月)、年金額が12万円未満のときは年1回、それぞれお支払いすることになります。(→ [11ページ](#) 参照)

## Q15 国民年金の老齢基礎年金を繰り上げ受給した場合、国民年金基金の年金額はどうなりますか？

- 国民年金の老齢基礎年金の繰り上げ受給を開始したときから、国民年金基金の付加年金に相当する部分について、減額されて支給されることとなります。  
(減額された分は65歳以降も引き続き減額されます)

▣ 国民年金の老齢基礎年金を60歳から繰上げ(全部繰上げ)して受給した場合の国民年金基金の年金額



国民年金基金掛金納付期間が10年(120月)で  
国民年金基金の本来年金額が24万円の場合

※60歳の繰上げ減額率30%

60歳から65歳までの年金額

$$\{ 200\text{円} \times (1 - 30\%) + 1\text{円} \} \times 120\text{月} = 17,000\text{円}$$

65歳以降の年金額

$$240,000\text{円} - (200 \times 30\% \times 120\text{月}) = 232,800\text{円}$$

※100円未満切り上げ

※国民年金の老齢基礎年金を「一部繰上げ」した場合の基金の年金額については、基金までお問い合わせください。

# ご注意いただきたいこと

- ▣国民年金基金は、積立方式の年金です。また、国民年金とは異なり、物価等のスライドはありません。
- ▣国民年金基金への加入は、国民年金の保険料が納付されていることが前提となります。
- ▣国民年金基金への加入は任意ですが、いったんご加入いただいた場合、ご自分の都合で任意に脱退および中途解約することはできません。
- ▣遺族一時金について
  - ・B型を除く「保証期間付」のタイプについては、掛金の納付期間中、年金を受給するまでの待期期間中または受給開始後の保証期間中に亡くなった場合、その方と生計をともにしていた配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹の順で、遺族の方1人に一時金が支給されます。
  - ・遺族一時金は、掛金総額を下回ることがあります。詳しくはお問い合わせください。
  - ・保証期間のないB型のみに加入されている方が、年金を受給する前に亡くなったときには1万円の遺族一時金が支給されます。詳しくはお問い合わせください。
- ▣国民年金の老齢基礎年金を繰上げ受給する方は、繰上げ受給期間中は、基金から国民年金の付加年金に相当する部分だけを受け取ることになりますので、基金へ年金請求の手続きが必要となります。
- ▣国民年金基金の年金額が12万円以上のときは年6回(偶数月に前月および前々月分として)のお支払いになり、年金額が12万円未満のときは年1回(毎年、決まった月に過去1年分として)のお支払いになります。
- ▣加入の際には、「国民年金基金加入にあたっての重要なお知らせ」をよくお読みください。
- ▣その他、ご不明の点は遠慮なくお問い合わせください。
- ▣このパンフレットに記載されている内容は2020年4月(税制については2020年1月)時点のものであり、今後変更となることがあります。
- ▣資料請求をいただいた方への加入のご案内は、金融機関(銀行、信託銀行、生命保険会社、信用金庫、信用組合)やコールセンターにも委託しているため、基金の職員以外からさせていただくことがあります。

ホームページアドレス

[www.zenkoku-kikin.or.jp/](http://www.zenkoku-kikin.or.jp/)

